

二俣川駅周辺が

喫煙禁止地区



平成30年10月1日より、二俣川駅周辺における屋外の公共の場所での喫煙行為が禁止となり、違反者には罰則として 2,000 円の過料 が科せられます。

喫煙禁止地区等指導員の巡回・指導の開始にあたり、旭区長より激励するため、「出発式」を次のとおり行います。

開催概要

日時:平成30年10月1日(月) 午前8時55分から午前9時まで
場所:二俣川駅改札前コンコース(裏面参照)

内容等(予定)

開 会
旭区長による激励の言葉
出発号令
閉 会

閉会後は、引き続き駅周辺で周知キャンペーン(ポケットティッシュ配付)を行います。

※取材いただける場合は、当日午前8時50分までに会場に直接お越しください。

お問合せ先		
資源循環局街の美化推進課長	柏木 利明	Tel 045-671-2536
旭区地域振興課資源化推進担当課長	白井 一夫	Tel 045-954-6096

裏面あり

二俣川駅改札周辺（地図）



【参考】喫煙禁止地区について

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所を喫煙禁止地区に指定しています。

違反者には過料2,000円を科しています。